

情 報

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について …… 2

令和5年8月29日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和5年8月29日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社彩国観光バス (法人番号: 1030001061161) 代表者 青木 貴彦
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県児玉郡美里町大字小茂田222-3 (本社営業所) 埼玉県児玉郡美里町大字小茂田902-2
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 150日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項
(6) 違反行為の概要	令和4年11月28日、定期的な監査を実施。5件の違反が認められた。(1)健康状態の把握義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3)高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(4)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(5)整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 15点 当該事業者の累積点数 15点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和5年8月29日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和5年8月29日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社ドルフィンズ (法人番号: 9030002009870) 代表者 奥谷 昭夫
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県さいたま市西区大字指扇511-44 (東京営業所) 東京都板橋区三園1-31-19-404
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 60日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和4年10月26日及び令和4年11月16日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第38条第1項)、(2)書類の適切管理義務違反(運輸規則第69条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 6点 当該事業者の累積点数 6点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和5年8月29日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和5年8月29日
(2) 事業者の氏名又は名称	三球観光 株式会社 (法人番号: 2240001023016) 代表者 坂井田 勝利
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 広島県東広島市西条町寺家6480-2 (千葉営業所) 千葉県香取郡多古町大高字前野1-528
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 70日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条
(6) 違反行為の概要	令和4年11月17日及び令和4年12月22日、定期的な監査を実施。6件の違反が認められた。(1) 運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(2) 乗務時間等告示の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(3) 点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(4) 乗務等の記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第2項)、(5) 運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(6) 運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 7点 当該事業者の累積点数 9点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和5年8月29日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

千葉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和5年8月29日
(2) 事業者の氏名又は名称	ザ・オリエンタルバス株式会社 (法人番号: 8430001067376) 代表者 間宮 修平
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都港区東新橋1-1-19 ヤクルト本社ビル11F (千葉営業所) 千葉県八街市四木106
(4) 行政処分等の内容	処分日車数10日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	道路運送法第29条
(6) 違反行為の概要	令和5年5月16日及び令和5年5月30日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1)乗務等の記録の記録事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第2項)、(2)事故の未届出(道路運送法第29条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1点 当該事業者の累積点数 1点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4)但し書き参照)

令和5年8月29日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和5年8月29日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社友愛観光バス (法人番号: 8122002015147) 代表者 李 炳燦
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都葛飾区西水元 3-27-3 (東京営業所) 東京都葛飾区西水元 3-27-3-102
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項
(6) 違反行為の概要	令和5年6月16日、定期的な監査を実施。5件の違反が認められた。(1)運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(2)乗務時間等告示の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(3)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(4)乗務等の記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第2項)、(5)運行指示書の記載事項の不備(運輸規則第28条の2第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和5年8月29日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

埼玉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和5年8月29日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社トウカン交通 (法人番号: 2030002054469) 代表者 深谷 幸司
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県上尾市大字上1040-18 (本社営業所) 埼玉県上尾市大字上1040-18
(4) 行政処分等の内容	処分日車数20日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	道路運送法第15条第1項
(6) 違反行為の概要	令和5年6月23日、定期的な監査を実施。3件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(道路運送法(以下「運送法」)第15条第1項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)、(3)報告義務違反(運送法第94条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 2点 当該事業者の累積点数 2点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照)